

## 大田区景観計画(案)に係る区民説明会の実施結果について

## 1. 日時及び会場

|                |               |                     |
|----------------|---------------|---------------------|
| ①平成25年5月23日(木) | 午後2時から午後4時    | Luz大森4階 入新井集会室 大集会室 |
| ②平成25年5月24日(金) | 午後2時から午後4時    | 消費者生活センター2階 大集会室    |
| ③平成25年5月24日(金) | 午後6時30分から午後8時 | 消費者生活センター2階 大集会室    |

## 2. 参加者

計11名

## 3. 主な質問・意見

| 番号 | 分類       | 質問・意見要旨  | 回答要旨  |
|----|----------|--|---|
| 1  | 景観アドバイザー | 景観アドバイザーはどのように決定するのか。  | 都市計画・まちづくり、みどり、色彩など景観と関連が深い分野の専門家の方々に依頼することを考えています。                                   |
| 2  | 罰則       | 条例には罰則がないので、高い建築物が建てられてしまうのではないのか。                                   | 景観法には罰則規定があり、建築物の色彩に関して変更命令を行うことも可能です。なお建築物の高さに関して定量基準は設けていません。                       |
| 3  | 景観資源     | 景観資源の中に「空」は入らないのか。空港臨海部にはあるが、他には入っていない。空の広がりも景観資源のひとつなので入れて欲しい。      | 大田区景観計画では、景観は視覚として映し出されるものを対象としています。空港臨海部では飛行機など乗り物からの見え方を意識してもらうため、景観形成の方針の中でふれています。 |
| 4  | 景観形成基準   | 景観形成基準における「スカイラインとの調和」とは具体的に何を言っているのか。                               | 定量的な基準を設定するものではなく、周辺の建築物等の状況にも配慮して建築物を建ててもらいたいと考えています。                                |
| 5  |          | 景観形成重点地区において(空に関して)こうあるべきという基準はあるのか。                                 | 大田区では、市街地類型、景観資源及び景観形成重点地区という3つ景観づくりを掲げ、視覚として映し出されるものを対象とした景観形成基準を設けています。             |
| 6  | 市街地類型    | 将来良好な環境になれば景観計画に定める市街地類型を変更することはできるのか。                               | 市街地類型の区分は用途地域を基本としており、用途地域の変更に応じて見直しを検討したいと考えています。                                    |
| 7  |          | 住環境向上市街地中、「景観の特徴」のところなぜ羽田地区と池上地区の2地区をあげているのか。                        | 区域内において、特徴的なまちなみ(羽田は漁師町としての風情、池上は本門寺などの寺院の集積)を有している地区を掲載しています。                        |
| 8  | 各種制度     | 各種制度の活用イメージで「地区計画」とあるが、区内で成功している「地区計画」あるか。                           | 現在、区内で8箇所の「地区計画」が指定され、その他「沿道地区計画」や「防災街区整備地区計画」もあります。それぞれ事前届出を求め、建築物の用途制限などを行っています。    |
| 9  |          | 9年もかかって地区計画を作ったところがある。地区計画の策定は難しく時間もかかるので、もっと違う制度を考えて欲しい。            | 「地区計画」の策定は地域の合意形成が大切と考えています。景観計画に定める「景観協定」や「景観資源の選定制度」などの活用から検討していくこともあるのではと思います。     |
| 10 | 届出対象規模   | 住環境向上市街地では届出対象規模が2,000㎡となっているが、届出対象規模を1,000㎡に下げた方が景観計画が活きてくるのではないのか。 | 今後の計画の運用状況をみながら必要に応じて見直し等も考えていきます。  |

| 番号 | 分類   | 質問・意見要旨  | 回答要旨  |
|----|------|--|---|
| 11 | 色彩基準 | 色彩に対して具体的な数値によって評価しているが、緑に対する評価をどう考えているか。                              | 景観において緑も大切な構成要素と考えています。「グリーンプランおおた」と連携を図りながら、景観計画では緑の質的な観点から充実に努めていきます。 |
| 12 |      | 自然素材に対する色彩基準の適用はどうか。(色彩基準をそのまま適用すると自然素材を活用した設計の制約が大きくなる。)              | 自然素材について、一定の条件を満たす場合には例外基準を適用していきたいと考えています。                             |
| 13 |      | 色彩について、色面積に応じた見え方の相違について検討はしたか。  | 検討は行っています。色彩基準では、基本色は全体の80%、強調色は全体の20%とするなど、外壁面積の区分に応じた誘導を考えています。       |
| 14 | その他  | 景観計画について、業者や区職員に対して説明を行っているのか。   | 区民説明会とは別に業者や大田区役所の関係部署の職員を対象とした説明をしています。また、民間確認検査機関に対してお知らせも行っています。     |
| 15 |      | 今回の説明会に参加できない区民もいるので関係団体や区職員への説明会に区民も参加できるのか。                          | 要望があれば説明に伺うし、まちづくり管理課に来ていただければ説明を行っていききたいと考えています。                       |
| 16 |      | 景観まちづくりは意識啓発が大切である。住民からだけでなく、行政からも働きかけて欲しい。広報として町会の回覧板を活用したらどうか。       | 意識啓発は大切と考えています。また意識啓発を通じて地域の関心が高まり、継続的な取り組みとして景観まちづくりが進むことが重要と考えています。   |
| 17 |      | 条例が増えると担当部署が増える。ワンストップサービスが出来るように部門を超えて相談できる部署があれば行政サービスの向上に繋がるのではないか。 | 担当部署が異なって申請者に手間がかかるというご指摘は理解しています。問題意識を持って考えていきます。                      |
| 18 |      | 景観形成重点地区の多摩川にあるブルーシートに対して何も規制がない。対応が必要。                                | 現状の状況は知っています。関係部署にも伝えていきます。   |